

香川県警察本部告示第8号

道路交通法実施規程及び香川県警察証紙収納事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年5月10日

香川県警察本部長 今井 宗雄

道路交通法実施規程及び香川県警察証紙収納事務取扱規程の一部を改正する規程
(道路交通法実施規程の一部改正)

第1条 道路交通法実施規程(平成12年香川県警察本部告示第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(免許証の返納に係る措置)</p> <p>第44条 略</p> <p><u>2 法第104条の2の4第1項、第2項又は第4項の規定により免許を取り消された者に法第107条第2項の規定により他の種類の免許に係る免許証を交付する場合において、新たな免許証を直ちに交付することができないときは、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「再試験の手續中」とあるのは、「若年運転者期間に係る取消しの手續中」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>3 略</u></p> <p>(若年運転者講習の細目)</p> <p><u>第58条の2 法第108条の2第1項第14号に掲げる講習は、法第108条の4第1項に規定する指定講習機関において行うものとする。</u></p> <p>(特定任意講習の細目)</p> <p>第58条の3 施行細則第89条の2第2号の特定任意講習は、おおむね警察署ごとに当該警察署の管轄区域内にある施設で警察本部長が適当と認めるものにおいて行うものとする。</p>	<p>(免許証の返納に係る措置)</p> <p>第44条 略</p> <p><u>2 略</u></p> <p>(任意高齢者簡易講習の細目)</p> <p><u>第58条の2 施行規則第89条の2第1号の任意高齢者簡易講習は、運転免許センター及び公安委員会の委託を受けた届出自動車教習所において行うものとする。</u></p> <p>(任意運転者講習の細目)</p> <p>第58条の3 施行細則第89条の2第2号の任意運転者講習は、おおむね警察署ごとに当該警察署の管轄区域内にある施設で警察本部長が適当と認めるものにおいて行うものとする。</p> <p>(チャレンジ講習の細目)</p> <p><u>第58条の4 施行細則第89条の2第3号のチャレンジ講習は、運転免許センター及び公安委員会の委託を受けた届出自動車教習所において行うものとする。</u></p>

(認知機能検査員講習の細目)

第58条の4 略

(認知機能検査員講習の細目)

第58条の5 認知機能検査員講習（施行細則第89条の3第1項に規定する認知機能検査員講習をいう。以下同じ。）は、運転免許センターにおいて行うものとする。

(香川県警察証紙収納事務取扱規程の一部改正)

第2条 香川県警察証紙収納事務取扱規程（平成12年香川県警察本部告示第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																
<p>(証紙を貼り付ける関係書類)</p> <p>第2条 略</p> <table border="1" data-bbox="185 660 1066 1198"> <thead> <tr> <th>事務の区分</th> <th>関係書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1)～(6) 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(7) 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア・イ 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウ その他の事務</td> <td>納付書（別記様式第4号から別記様式第15号まで）</td> </tr> <tr> <td>(8)～(13) 略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(取扱所属長及び所管課長)</p> <p>第3条 略</p>	事務の区分	関係書類	1 略		2 略		(1)～(6) 略		(7) 略		ア・イ 略		ウ その他の事務	納付書（別記様式第4号から別記様式第15号まで）	(8)～(13) 略		<p>(証紙を貼り付ける関係書類)</p> <p>第2条 証紙を貼り付ける関係書類（県規則第15条の関係書類をいう。以下同じ。）は、次の表の左欄に掲げる事務の区分に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1167 660 2047 1198"> <thead> <tr> <th>事務の区分</th> <th>関係書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 香川県警察関係手数料条例（平成12年香川県条例第4号。以下「警察手数料条例」という。）に規定する手数料に係る事務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1)～(6) 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(7) 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。）に基づく次に掲げる事務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア・イ 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウ その他の事務</td> <td>納付書（別記様式第4号から別記様式第14号まで）</td> </tr> <tr> <td>(8)～(13) 略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(取扱所属長及び所管課長)</p> <p>第3条 県規則第16条に規定する使用料又は手数料に係る事務を所掌する課等の長（以下「取扱所属長」という。）及び県規則第17条第1項に規定する使用料又は手数料の収入予算を計上している課等の長（以下「所管課長」という。）は、次の表の左欄に掲げる手数料等徴収事務の区分に応じ、同</p>	事務の区分	関係書類	1 略		2 香川県警察関係手数料条例（平成12年香川県条例第4号。以下「警察手数料条例」という。）に規定する手数料に係る事務		(1)～(6) 略		(7) 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。）に基づく次に掲げる事務		ア・イ 略		ウ その他の事務	納付書（別記様式第4号から別記様式第14号まで）	(8)～(13) 略	
事務の区分	関係書類																																
1 略																																	
2 略																																	
(1)～(6) 略																																	
(7) 略																																	
ア・イ 略																																	
ウ その他の事務	納付書（別記様式第4号から別記様式第15号まで）																																
(8)～(13) 略																																	
事務の区分	関係書類																																
1 略																																	
2 香川県警察関係手数料条例（平成12年香川県条例第4号。以下「警察手数料条例」という。）に規定する手数料に係る事務																																	
(1)～(6) 略																																	
(7) 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。）に基づく次に掲げる事務																																	
ア・イ 略																																	
ウ その他の事務	納付書（別記様式第4号から別記様式第14号まで）																																
(8)～(13) 略																																	

手数料等徴収事務	取扱所属長	所管課長
1～7 略		
8 略		
(1)～(3) 略		
(4) 講習手数料のうち道交法第108条の2第1項第1号及び第15号に掲げる講習の手数料	略	
(5) 略		
9～13 略		

別記様式第6号様式の4（第2条関係）
略

表の中欄及び右欄に掲げるとおりとする。

手数料等徴収事務	取扱所属長	所管課長
1～7 略		
8 警察手数料条例別表第7に規定する道交法に基づく事務の手数料のうち次に掲げるものの徴収事務		
(1)～(3) 略		
(4) 講習手数料のうち道交法第108条の2第1項第1号及び第14号に掲げる講習の手数料	略	
(5) 略		
9～13 略		

別記様式第6号様式の4（第2条関係）
略

別記様式第6号の5 (第2条関係)

別記様式第6号の5 (第2条関係)

証紙欄 7枚目	証紙欄 5枚目	証紙欄 3枚目	証紙欄 1枚目
証紙欄 8枚目	証紙欄 6枚目	証紙欄 4枚目	証紙欄 2枚目

年 月 日		
香川県警察本部長 殿		
住所		
氏名		
納付書		
下記の金額を納付する。		
手数料の区分	運転技能検査手数料	円

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第7号様式 (第2条関係)
略

別記様式第7号様式 (第2条関係)
略

別記様式第12号（第2条関係）

証紙欄 7枚目	証紙欄 5枚目	証紙欄 3枚目	証紙欄 1枚目
証紙欄 8枚目	証紙欄 6枚目	証紙欄 4枚目	証紙欄 2枚目

年 月 日

香川県警察本部長 殿

住所
氏名

納 付 書

下記の金額を納付する。

受講場所	
受講の種類	準中型・普通・大型二輪・普通二輪・原付・若年
手数料の区分	初心・若年 運転者講習通知手数料 円

- 備考 1 受講の種類・手数料の区分欄は、該当文字を○で囲むこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第12号（第2条関係）

証紙欄 7枚目	証紙欄 5枚目	証紙欄 3枚目	証紙欄 1枚目
証紙欄 8枚目	証紙欄 6枚目	証紙欄 4枚目	証紙欄 2枚目

年 月 日

香川県警察本部長 殿

住所
氏名

納 付 書

下記の金額を納付する。

受講場所	
受講の種類	準中型・普通・大型二輪・普通二輪・原付
手数料の区分	初心運転者講習通知手数料 円

- 備考 1 受講の種類欄は、該当する種類を○で囲むこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第14号（第2条関係）

証紙欄 7枚目	証紙欄 5枚目	証紙欄 3枚目	証紙欄 1枚目
証紙欄 8枚目	証紙欄 6枚目	証紙欄 4枚目	証紙欄 2枚目

年 月 日

香川県警察本部長 殿

住所
氏名

納 付 書

下記の金額を納付する。

手数料の 区分	講習受講 手数料	講習の種類	金額
		高齢者講習（2時間）	円
		高齢者講習（1時間）	円
		臨時高齢者講習（2時間）	円
		臨時高齢者講習（1時間）	円

- 備考 1 手数料の区分欄は該当する講習を○で囲むこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第14号（第2条関係）

証紙欄 7枚目	証紙欄 5枚目	証紙欄 3枚目	証紙欄 1枚目
証紙欄 8枚目	証紙欄 6枚目	証紙欄 4枚目	証紙欄 2枚目

年 月 日

香川県警察本部長 殿

住所
氏名

納 付 書

下記の金額を納付する。

手数料の 区分	講習受講 手数料	講習の種類	金額
		高齢者講習（75歳未満・一般）	円
		高齢者講習（75歳以上・一般・2時間）	円
		高齢者講習（75歳以上・一般・3時間）	円
		臨時高齢者講習（一般）	円
		高齢者講習（75歳未満・小特）	円
		高齢者講習（75歳以上・小特・2時間）	円
		高齢者講習（75歳以上・小特・1時間）	円
		臨時高齢者講習（小特）	円
		チャレンジ講習	円
		任意高齢者簡易講習	円
		任意運転者講習	円

- 備考 1 手数料の区分欄は、該当する講習を○で囲むこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第15号（第2条関係）

証紙欄 7枚目	証紙欄 5枚目	証紙欄 3枚目	証紙欄 1枚目
証紙欄 8枚目	証紙欄 6枚目	証紙欄 4枚目	証紙欄 2枚目

年 月 日		
香川県警察本部長 殿		
住 所 氏 名		
納 付 書		
下記の金額を納付する。		
手数料の区分	特 定 任 意 講 習	円

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

附 則

- 1 この規程は、令和4年5月13日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正前の香川県警察証紙収納事務取扱規程別記様式第12号及び別記様式第14号による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。